

# SIEMENS

Ingenuity for life

## EEO: 延長交換オプション (Extended Exchange Option)

製品保証期間を最長60ヶ月まで延長

[www.siemens.com/jp/ad/cs](http://www.siemens.com/jp/ad/cs)

### 製品保証期間延長サービス

シーメンスのデジタルインダストリーズの製品の標準保証は、ドイツ工場出荷から1年間ですが、この保証期間を最長60ヶ月まで延長できます。

#### お客様のご要望

- 標準保証期間終了後のスペアパーツコストを一定にすることによりリスクを最小化したい
- 機器の出荷先(国・地域)に関係なく、長期製品保証を受けたい
- シーメンスからのオリジナルパーツを入手したい
- 販売する装置・機械のお客様の保証期間とシーメンスの標準保証期間とのギャップを埋めたい
- 製品保証期間を柔軟に選択したい

#### シーメンスからのソリューション

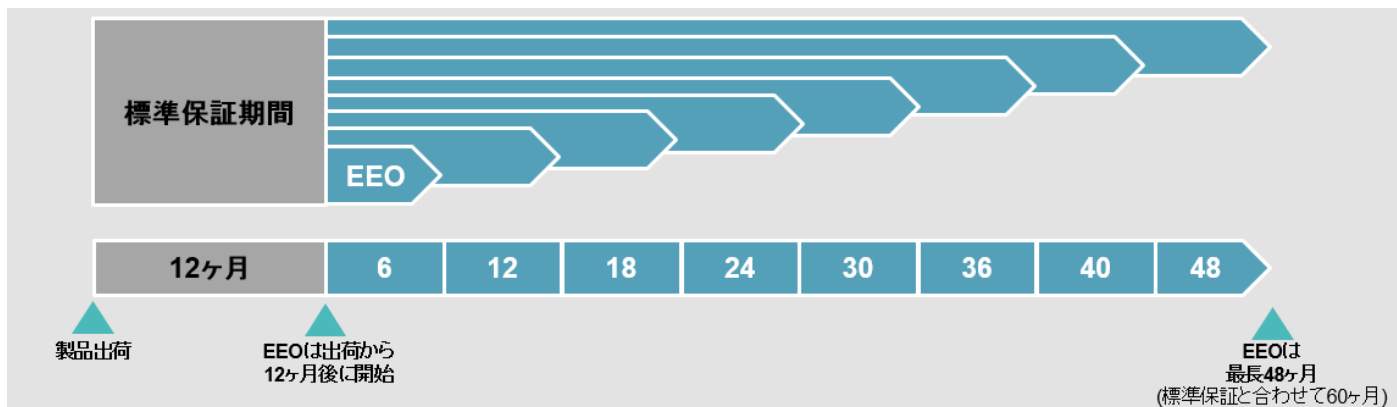
延長交換オプション(EEO)は、シーメンスの工場から出荷されてから最長60ヶ月の期間内に故障した製品を交換するオプションです。

- 契約期間は6ヶ月単位で選択可能、契約期間中1回のみ再延長可能(合計最長48ヶ月まで)
- ドイツ・シーメンス出荷後12ヶ月までは、EEO購入可能
- EEO契約時に譲渡可能な証明書を発行

#### 対象製品

					
SIMATIC PLC SIMATIC HMI SIMATIC NET SIMATIC IPC PCS 7	SIPART SITRANS MAGFLOW SIWAREX ULTRAMAT OXYMAT CALOMAT	SIRIUS	SENTRON	SINUMERIK SINAMICS SIMOTION SIMOTICS	SIMOTICS

- EEOは、現行製品でのみ利用可能
- 取り付け部材(DIN レール、ヒューズ、プラグ、ケーブル等)、ソフトウェア、印刷物などは、EEOの対象



- EEOは、製品がドイツ・シーメンス工場から出荷されてから12ヶ月後に開始されます
- EEOの最短期間は6ヶ月で、6ヶ月単位で最長48ヶ月まで選択可能で、標準保証と組み合わせると、最長保証期間は合計で60ヶ月です
- 必要に応じて、契約済みのEEOを契約期間中に1回のみ、合計48ヶ月まで延長できます

## EEO 証明書

EEOをご注文をいただきますと、EEO 証明書がPDFで発行されます。証明書は契約書とみなされ、下記が含まれます。

- EEO 契約番号、契約当事者（顧客連絡先）、契約期間、エンドユーザーの所在地を含むヘッダー情報、
- 承認されたオーダー番号、シリアル番号 1)および数量を含む部品表 (BOM)
- 標準利用規約

証明書は譲渡可能です。例：装置メーカー様からエンドユーザー様への譲渡など<sup>注)</sup>

エンドユーザー様が直接シーメンスへ製品交換を要求できます。

## EEO 代替品要求プロセス

EEOにより、代替品を要求する場合には、エンドユーザー様が世界各国にある、現地のローカルシーメンスへ直接請求できますので、迅速なパーツ供給が行うことができます。



SIEMENS Ingenuity for life		Date	2018-02-21
EEO Certificate	EEO No.:	5000	
This certificate is your validation certificate of a properly concluded Extended Exchange Option.			
Extended Exchange Option: Contract Specifications			
Period of validity of the Extended Exchange Option		Machine/plant Number	
12 Months Start of Extended Exchange Option 2019-01-30 End of Extended Exchange Option 2020-01-30		IB-1816 ON180115 - 08.01.2018	
Party to contract		User / place of installation	
Company		Company	
Street		Street	
Zip Code	435 42	Zip Code	435 42
City	Litvinov - Janov	City	Litvinov - Janov
Country	Czechia	Country	Czechia
Phone		Phone	
Fax		Fax	
eMail		eMail	

注) EEO 証明書を日本国外にあるエンドユーザーなどに譲渡した場合は、現地のローカルシーメンスに EEO 契約が譲渡され、当該現地ローカルシーメンスとの取引には、そのシーメンスの一般売買契約が適用されます。

シーメンス株式会社  
デジタルインダストリーズ  
カスタマーサービス事業部

〒141-8641 東京都品川区大崎 1-11-1 ゲートシティ大崎ウエストタワー  
TEL: 03-3493-7325  
E-mail: industry.service.sk@siemens.com